

四年土帳に、宮崎藏人組等の御歩衆といふを記載し、此の外御歩母衣衆とて三十六名を載せたり。古定書に左の定書を記載す。

御城出入之御定

- 一、御一門衆 小姓二人 さうり取二人 挟箱一人
- 但朔日・節句・十五日に者、小姓一人・さうり取一人・はさみ箱持一人宛。
- 一、御城代衆 小姓二人 右筆一人
- 年寄衆 さうり取一人 はさみ箱持一人
- 但朔日・節句・十五日、右同前。
- 一、人持衆 小姓一人 さうり取一人 はさみ箱一人
- 但朔日・節句・十五日には、小姓一人・さうり取一人宛。
- 一、御はなし衆 小姓一人 さうり取二人、はさみ箱共に小々姓衆
- 夜詰衆
- 常番衆
- 亂舞衆
- 但朔日・節句・十五日には、さうり取一人宛。

- 一、鐵炮頭衆 小姓一人 さうり取一人
- 馬廻衆
- 小姓衆
- 手はづれ衆
- 但朔日・節句・十五日右同前。
- 一、歩侍之分 さうり取一人

右御定之外人數召連候付而者、爲過錢、御一門衆・御城代衆・年寄衆・人持衆之分者二百疋宛、此外之衆は五十疋宛可出之者也。

寛永七年七月 日

横山山城守  
本多安房守

右定書供人召連方の次第を以て、舊藩中諸士の身分・組柄の階級等知られけり。菅家見聞集に、萬治二年新規に御歩を被召抱給米廿五石宛也。其頭前田空之助・富田治部左衛門、小頭上原勘兵衛・蜂屋孫右衛門・鹽江半左衛門・岡田十郎兵衛・城戸七左衛門也。只今迄之歩小頭は定番歩小頭と成り、平歩は定番歩と成り、定番歩は歩役被指除、御城中之番を勤む。其作法定番馬廻の格之如し。とあり。是所謂

六組歩士の濫觴にて、國事昌披問答には、六組徒組は萬治二年に新參に被召抱、切米五十俵宛被下。と載せたり。湯淺祇庸の藩國官職通考に、萬治二年に改めて歩士を召抱えられし時、其の頭は人持組にて、御歩支配と稱す。寛文元年松雲公入國の頃は、中川采女等三人其支配頭たり。延寶元年より支配頭六人と成り、御歩裁許と稱し、六人打込みて支配せし處、同五年三月廿一日番組極り、六組と成し、

の外歩者を徒者と書認むるはよからざるよし、每度御意有之。との事も載せたり。歩士の事は、既に前巻油車御歩町の條にも記載す。併考すべし。

○杉浦町

一組三十人・小頭二人、平五十俵宛、小頭は定祿百石と定めらる。茲時裁許の名を罷め、御歩頭と唱號改り、座列も定めらる。と巨細に載せたり。松雲公夜話録に、御歩者も御馬前に供奉致すに付き、頭も大方歩立に無之ては難成事なり。御先代は人持組の内より當分支配せしを、松雲公の若年の頃御歩頭被仰付。其節御歩者は足輕より重く候間、物頭の上にて可有之旨、年寄中など不貪議にて只今の如く成りたり。一向かやうにては無之、物頭は足輕召連れ、御先に相備ふる一手の大將ゆゑ、往古より足輕大將ともいへり。然れば歩頭よりは格別重き事なり。折もあらば御改可被遊旨度々御意有之。と綱紀卿の御物語を載せたり。此

此の町は、水溜御歩町の上にて、新堅町の裏町なり。元祿六年の土帳に、新堅町・杉浦町。ともありて、元祿以前よりの町名なる事知られけり。延寶の金澤圖に、此の地邊をば都て杉浦仁右衛門預り足輕と記載す。さればそのかみ杉浦氏の預り足輕の組地なるに依りて、杉浦町とは呼べるものなり。萬治二年十一月居屋敷定書に、與力侍並足輕・御弓之者に被下屋敷、寄親・組頭を打渡し、頭より其組中へ致割符可相渡。とあり。此の定書にて見れば、此の組地も杉浦仁右衛門の時初めて組地を贈取り、組子の者共へ割符いたし渡したるにより、其の時より組頭の苗字を以て、杉浦町とは呼びたるもの也。或は云ふ。小立野安藤町と此の杉浦町とは、並に輕卒の組地にて、兩町共に組頭の苗字を以て町名に呼べり。傳説に、安藤町は足輕頭安藤長左衛門の邸地なりといへれど、長左衛門が組子の組地なるに依りて、安